

北海道演習林データ利用内規

(令和2年7月1日制定)

令和2年8月24日改正

令和3年4月20日改正

(目的)

第1条

この内規は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林（以下、「北海道演習林」という。）が所蔵するデータの公正で秩序ある利用を実現することを目的とする。

(データ、データ利用およびデータ利用者の範囲)

第2条

この内規に定めるデータとは、北海道演習林の業務(外部資金によるものを含む)として取得し、北海道演習林が所蔵する、各種の測定・測量・観測・計測・記録データ（数値、文章、理論・法則、コンピュータプログラム、音声、画像、映像、図面等）のうち、未公表のものをいう。

- 2 データ利用とは、前項で定めたデータを対象として、閲覧、複写・複製し、研究等の目的に利用することをいう。
- 3 データを利用できる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 研究教育機関の教職員及び学生等で研究のためにデータを利用する者。
 - (2) 北海道演習林の教職員と共同で研究を行う者
 - (3) 教育、社会連携を目的とした利用、または公共性の高い事業での利用で、その利用目的に照らして北海道演習林長が適当と認めた者
- 4 データ利用者とは、第4条にて許可されたデータ利用申請書に記載された、利用申請者と共同利用者とする。
- 5 利用するデータによっては、北海道演習林の教職員少なくとも1名を共同利用者として含めることを求める場合がある。その場合、成果の公表時には当該共同利用者を共著者に含めるものとする。

(データ利用の手続き)

第3条

利用申請者は、北海道演習林が定めるデータ利用申請書（様式D）に従い所定の事項を記入の上、北海道演習林長へ提出するものとする。

(データ利用の許可、許可証の有効期間)

第4条

北海道演習林長は、前条の申請に対して当該申込者がデータ利用者として適当かどうかを判断し、許可したときは、利用申請者にデータ利用許可証を交付する。

- 2 データ使用許可証の有効期間は、許可証発効日の属する年度の末日までの一年間を超えない期間とし、延長を希望する場合は、有効期間満了前に、第3条の手続を改めて行うものとする。
- 3 データ使用許可証の有効期間が満了した場合には、貸与により提供されたデータ類はすみやかに返還するものとする。その複写物または電子データについては保管目的のみで保持することを認め、新たに利用する場合は、第3条の手続きを改めて行うものとする。

(成果の公表)

第5条

成果とは、提供されたデータを用いて作成された成果物（著作物）を指す。公表とは、卒業論文・修士論文・博士論文を含む印刷物の作成、学会誌や書籍等の出版物への掲載、学会等の集会における発表・展示、インターネット上の公開等のことをいう。

- 2 データ利用者は、提供されたデータを用いた研究成果を発表または投稿する場合は、北海道演習林所有のデータを利用したことを明記しなければならない。
- 3 成果の付表等によって、提供された一次データの全部または一部を公表することを禁じる。
- 4 データ利用者は、成果が公表された場合、成果公表物（コピー2部、別刷2部、PDF、URL等）をすみやかに北海道演習林長に提出するものとする。
- 5 公表された成果の取扱については、著作権法の定めに従うものとする。

(データ利用者の義務)

第6条

データ利用者は、提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果をデータ利用者以外の第三者に提供することを禁ずるものとする。

- 2 データ利用者は、提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果を厳重に管理し、外部への流出を禁ずるものとする。
- 3 提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果を、データ等使用願に記載したデータ利用者以外の者がアクセス可能な場所におくことを禁ずるものとする。
- 4 提供されたデータを用いた成果のうち、未公表のものについて、データ使用許可証の有効期間外においても、データ利用者の責任において、本内規の趣旨に鑑み厳正に管理するものとする。

(利用許可の取消と罰則)

第7条

北海道演習林長は、データ利用者がこの内規に違反したときは、データ利用の許可取り消しまたはデータ利用中止を命ずることができるものとする。

- 2 前項の取り消しまたは中止を命ぜられたデータ利用者は、北海道演習林から提供されたデータ類はすみやかに返還し、その複写物または複製物は、廃棄または記録媒体から消去するものとする。
- 3 北海道演習林長は、違反したデータ利用者に対して、北海道演習林の利用ならびにデータの利用を当分の間、制限することができるものとする。

(適用除外)

第8条

データ利用許可証の有効期間内に、提供されたデータが北海道演習林によって公表された場合には、本内規の適用を除外する。

- 2 適用の除外に伴う手続は、以下の通りとする。
 - (1) 北海道演習林長は、利用申請者に対し、文書をもって本内規の適用除外となったことを通知する。
 - (2) 通知を受けた利用申請者は共同利用者に周知するとともに、以後は、公表データを著作権法に則り利用する。
 - (3) 通知を受けたデータ利用者は、北海道演習林から提供されたデータを第4条第3項に準じてすみやかに廃棄または消去する。北海道演習林は、提供されたデータと公表されたデータの齟齬について、いかなる責任も負わない。

附則 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規則は、令和2年8月24日から施行する。

附則 この規則は、令和3年4月20日から施行する。